

## 「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック」 に掲載した本人確認方法等に関するQ&Aの追補版について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の施行（平成20年3月1日）により、マネー・ローンダリングの防止の義務が宅地建物取引業者に対しても適用され、取引を行う際に①顧客等の本人確認及び本人確認記録の作成・保存、②取引記録の作成・保存、③疑わしい取引に関する行政庁への届出が義務付けられました。

不動産業界においては、こうした新しい課題であるマネーローンダリングの防止に的確に対応するとともに、コンプライアンス体制の確立等のため、業界6団体で「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」を設立しました。協議会では平成20年2月に「不動産業における犯罪収益移転防止のための連絡協議会申し合わせ」を取りまとめたのをはじめ「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック」を刊行するなど業界をあげての啓発活動を行っているところであります。ハンドブックには、本人確認方法に関するQ&Aなど取引実務の実施に直接役立つ内容を掲載しているところであります。

しかしながら、本人確認方法等に関しては、ハンドブック刊行後も数多くの質問が行政当局、各団体事務局に寄せられています。

このため、協議会では、お寄せいただきました質問等の中からQ&Aの追補版を作成し、(財) 不動産流通近代化センターのHPで公開することといたしましたので、上記ハンドブックと併せご利用下さい。

(注)

1. 宅地建物取引業における犯罪収益移転防止及び反社会勢力による被害防止のための連絡協議会(構成団体)
  - (社) 全国宅地建物取引業協会連合会
  - (社) 全日本不動産協会
  - (社) 不動産協会
  - (社) 不動産流通経営協会
  - (社) 日本住宅建設産業協会
  - (財) 不動産流通近代化センター
2. 宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック」
  - A4判 60頁 @300

- 目次
  - 第1章 宅地建物取引業におけるコンプライアンスについて
  - 第2章 犯罪収益移転防止に取り組むにあたっての基礎知識とその必要性（総論）
  - 第3章 同（各論）
  - 第4章 Q&A
  - 参考資料
- 頒布 株式会社 大成出版社
  - 〒156-0042 東京都世田谷区羽根木 1-7-11
  - TEL : 03-3321-4131 FAX : 03-3325-1888
  - URL <http://www.taisei-shuppan.co.jp>